

○ 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」の取扱いに関する留意事項について

改 正 後	現 行
<p>このガイドラインは、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する留意事項（制定・発出時点において最適と考えられる法令解釈・運用等）を示したものである。</p>	<p>(新設)</p>
<p>18-1 内部統制府令第18条の規定の適用を受ける会社の作成する内部統制報告書について、内部統制府令第1号様式の【表紙】に相当する部分については、同様式に従って作成することに留意する。</p>	<p>14-1 内部統制府令第14条の規定の適用を受ける会社の作成する内部統制報告書について、内部統制府令第1号様式の【表紙】に相当する部分については、同様式に従って作成することに留意する。</p>
<p>18-2 内部統制府令第18条の規定の適用を受ける会社の作成する内部統制報告書について、内部統制府令第20条第2号に掲げる事項は、内部統制府令第1号様式の「4【付記事項】」に記載することに留意する。</p>	<p>14-2 内部統制府令第14条の規定の適用を受ける会社の作成する内部統制報告書について、内部統制府令第16条第2号に掲げる事項は、内部統制府令第1号様式の「4【付記事項】」に記載することに留意する。</p>
<p>21-1 内部統制府令第21条の規定による内部統制監査報告書は、内部統制府令第6条に規定する事項を記載すること、及び日本語で作成することに留意する。</p>	<p>17-1 内部統制府令第17条の規定による内部統制監査報告書は、内部統制府令第6条に規定する事項を記載すること、及び日本語で作成することに留意する。</p>
<p>21-2 内部統制府令第21条第2項第2号に掲げる事項は、内部統制府令第6条第1項第4号に掲げる事項として記載することに留意する。</p>	<p>17-2 内部統制府令第17条第2項第2号に掲げる事項は、内部統制府令第6条第1項第4号に掲げる事項として記載することに留意する。</p>